⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　408,098千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　770,460千円

⑸　上記⑴、⑵、⑶、⑷の合計　6,407,896千円

Ⅴ．損益計算書

１．運営費交付金収益には、平成23年度補正予算（第１号及び第３号）により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業10,772千円が含まれている。

２．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下のとおりである。

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額　545,732千円

・当該借入金により取得した資産の減価償却費　248,413千円

・当期総利益に与える影響額（差引）　297,319千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

・法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額　3,218千円

⑶　上記⑴、⑵の合計　300,537千円

Ⅵ．キャッシュフロー計算書

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	5,882,938千円
うち定期預金（控除）	△ 2,700,000千円
資金期末残高	3,182,938千円

２．重要な非資金取引

⑴　寄附による資産の取得

建物	7,980千円
工具器具備品	62,512千円
特許権	1,806千円
図書	8,600千円
計	80,899千円

３．科学研究費補助金等は、預り金の増減として純額表示している。

Ⅶ．国立大学法人等業務実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員に係るものは40,085千円である。

Ⅷ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入に限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規定に基づき、公債及びＢＢＢ格以上の社債のみを保有しており株式等は保有していない。また、未収附属病院収入は、債権管理事務取扱要項に沿ってリスク管理を行っている。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施している。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	606,032	615,232	9,200
⑵　長期性預金	400,000	406,084	6,084
⑶　現金及び預金	5,882,938	5,882,938	—
⑷　未収附属病院収入	2,737,911		
徴収不能引当金（＊２）	△ 76,025		
	2,661,885	2,661,885	—
⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金	(2,760,574)	(3,059,211)	(298,637)
⑹　長期借入金	(1,029,035)	(1,033,497)	(4,462)
⑺　長期未払金及び未払金	(4,905,542)	(4,956,265)	(50,723)

（＊１）　負債に計上されているものについては、(　) で示している。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

⑻　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっている。

⑵　長期性預金

これらの時価について、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、リスク・フリーレートに近い財政投融資資金の借入に係る利率で割り引いて算定している。

⑶　現金及び預金、⑷　未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、回収見込額等により、時価を算定している。

⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑹　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑺　長期未払金及び未払金

これらの時価について、リースにかかわるものについては一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、リスク・フリーレートに近い財政投融資資金の借入に係る利率で割り引いて算定している。また、その他のものについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。